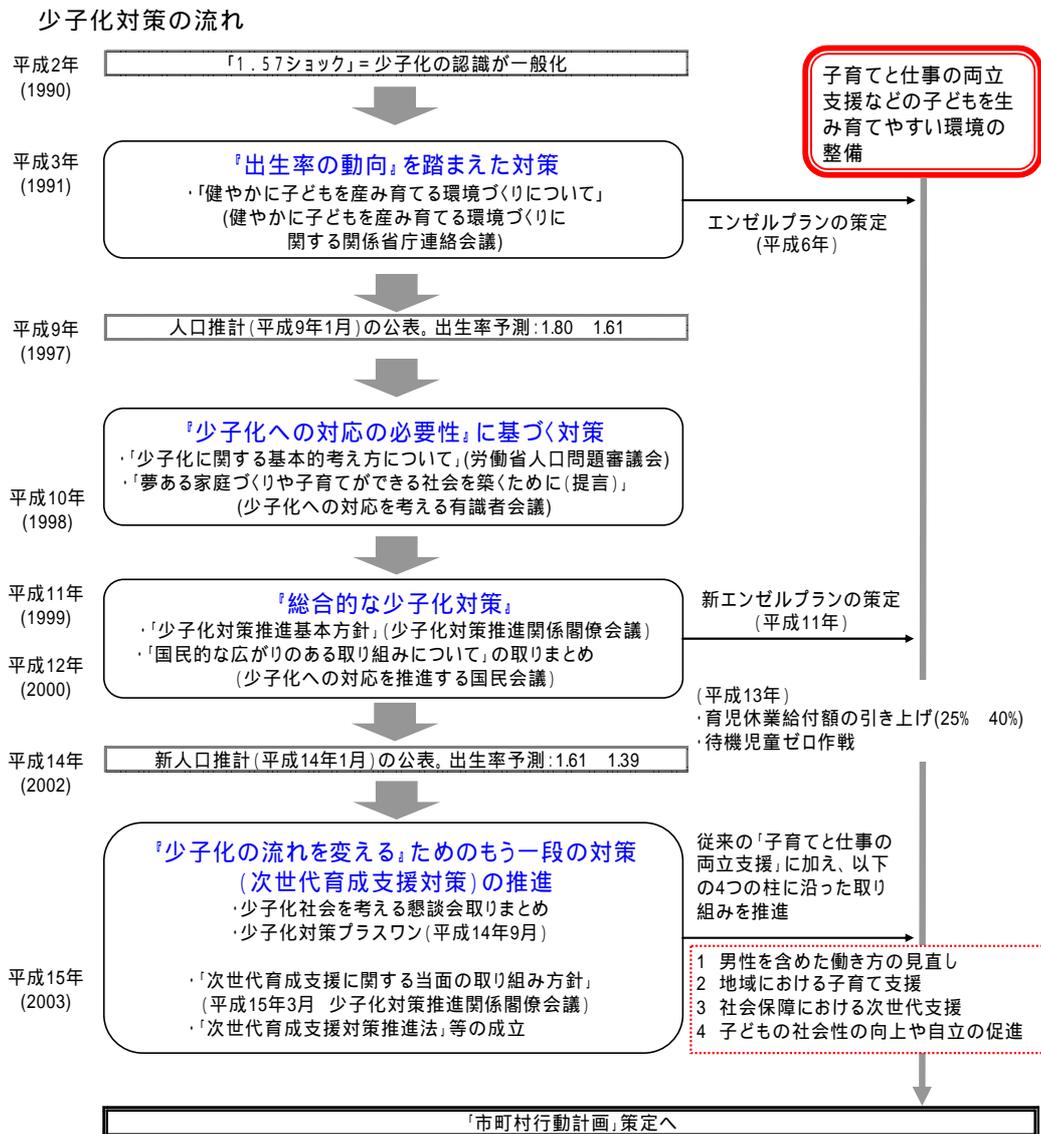


第1章 行動計画策定にあたって

第1節 行動計画策定の背景

近年、わが国においては、急速に少子化が進行しています。こうした状況に対応するため、政府においては、「エンゼルプラン」を始めとする様々な取り組みを行ってきました。しかしながら、平成14年1月に国立社会保障・人口問題研究所から発表された「日本の将来推計人口」では、少子化の原因として従来言われてきた若い世代の「晩婚化」や「未婚化」に加え、「夫婦間における出生数の減少」という新しい現象があることが指摘され、このために少子化はますます進むと予測されました。

こうした少子化傾向の流れを変えるため、平成15年7月に成立した「次世代育成支援対策推進法」に基づき、すべての地方自治体で次世代育成支援のための行動計画を策定することとなりました。



第2節 計画の目的と性格

次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象とし、子育ての意義についての理解が深められ、子育ての喜びが実感できる地域づくりを行うための施策の目標や方向性を示すものです。

本市においては、平成12年に策定された「結城市子育て支援計画（以下、「ゆうきエンゼルプラン」）」および平成9年に策定された「結城市母子保健計画」に基づき、保育サービスの充実、児童の健全育成、母子の健康管理等、安心して子どもを産み、育てることができる地域・社会づくりを推進しています。

これまでのこうした保健・福祉施策に加え、次世代育成支援対策では、子どもとその家庭、学校、地域、企業、行政等が連携し、次世代を担う子どもが健やかに生まれ、育成されることを可能とする地域社会づくりをいっそう整備していくことが求められています。

本計画は、「ゆうきエンゼルプラン」および「結城市母子保健計画」の理念を継承しつつ、次世代育成支援対策という観点から、児童福祉、母子保健、教育、地域づくり等、次世代育成に関わる施策を効果的に展開していくために策定するものです。

第3節 計画の期間

本計画に基づき、平成17年から10年間に集中的・計画的に次世代育成支援に取り組みます。

計画は、平成17年度から平成21年度までの5年を前期計画、平成22年度から平成26年度までを後期計画として策定します。後期計画は、前期計画について必要な見直しを平成21年度中に行い、策定することとします。

本計画に基づく事業の実施状況については、毎年公表するものとします。

図表 1 計画期間

年度	H12 (2000)	H13 (2001)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	
	(平成9年～) 母子保健計画															
	ゆうきエンゼルプラン															
					見直し	次世代育成支援行動計画(前期計画)					(後期計画)					
						実施状況を公表・適宜見直し			見直し							